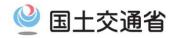
所有者不明土地法に基づく 土地所有者等の探索等について

北海道所有者不明土地連携協議会 令和2年10月26日

所有者不明土地法の概要について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

背景

✔所有者不明土地の存在は、公共事業用地の取得など様々な場面において、<u>所有者の探索に多大な時間・費用・労力を要する</u>場合があり、円滑な事業実施の支障となっています。

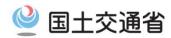


✓土地所有者等の探索においては、不動産登記簿以外にも、固定資産課税台帳などの有効な情報が存在しますが、これまでは、公共的な事業のためであっても、原則として活用することができず、効果的な探索が行うことができませんでした。



✔所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、<u>所有者の探索の合理化</u>すること及び所有者不明土地の公共目的のための円滑な利用を可能とすることを規定した、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地法)が平成30年に制定されました。

所有者不明土地法の概要について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

所有者不明土地の利用の円滑化等のための施策

- 1 地域福利増進事業の創設
- 2 土地収用法の特例
 - ・収用適格事業や都市計画事業について、特定所有者不明土地を収用・使用するときは、収用委員会の裁決に替えて、知事の裁定を得ることで、収用手続きの合理化・円滑化を図ることが可能。
- 3 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例
 - ・所有者不明土地を適切な管理のため、特に必要がある場合に地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任を請求することが可能。
- 4 土地所有者等関連情報の利用及び提供
- 5 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例
 - ・長期間相続登記等がされていない土地について、登記官が職権で長期相続登記等未了地である旨を登 記に付記。

土地所有者等関連情報の利用及び提供

✔所有者不明土地法では、<u>地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業</u>の実施の準備のため、<u>事業を実施しようとする区域内の土地所有者等</u>を知る必要があるときは、その<u>探索に必要な限度</u>において、土地所有者等関連情報の利用及び提供が可能となりました。【法第39条】

土地所有者等の探索について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

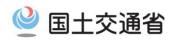
所有者不明土地とは?

「所有者不明土地」とは、<u>相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める</u> <u>方法</u>により探索を行ってもなおその<u>所有者の全部又は一部を確知することができない</u> <u>一筆の土地</u>をいう。【法第2条第1項】

相当な努力が払われたと認められる方法とは?

- ✓ 土地所有者確知必要情報を取得するために①~⑤の探索を行うこと。 【政令第1条】
- ①土地の登記事項証明書を請求する【1号】
- ②土地を現に占有する者、その他の土地所有者確知必要情報を保有すると思われる者に対して情報の提供を求める【2号】
- ③登記名義人等が記録されている<u>住民基本台帳、法人登記簿、その他所有者に関する情報が記録されている行政機関</u>(市町村長及び登記所の登記官)に対して<u>情報</u>の提供を求める【3号】
- ④登記名義人等が死亡、又は解散していることが判明した場合は、<u>相続人や土地の</u> <u>所有者と思われる者の戸籍簿等、その他所有者に関する情報が記録されている行</u> <u>政機関</u>に対して<u>情報の提供を求める</u>【4号】
- ⑤土地の所有者と思料される者に対して、<u>所有者を特定するための書面の送付</u>又は <u>訪問による確認</u>をとる【5号】

土地所有者等の探索について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

情報を保有すると思われる者

- ✓土地を現に占有する者【省令第1条第1号】
- ✔土地に関して所有権以外の権利を有する者 【省令第1条第2号】
- ✔土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者【省令第1条第3号】
- ✔政令第1条第5号の措置(書面送付又は訪問)の対象者 【省令第1条第4号】
- ✔土地の所在地を管轄する市町村長 【省令第1条第9号】
- ✔親族【省令第1条第10号イ】
- ✔在外公館の長【省令第1条第10号口】
- ✔法人の代表者【省令第1条第11号イ】
- ✔清算人又は破産管財人【省令第1条第11号口】など

探索の対象となる書類

- ■住民基本台帳 【住民基本台帳法第12条の2第1項・第12条の3第1項第3号】
- ■戸籍又は除籍簿 【戸籍法第10条の2第1項第3号・第10条の2第2項】
- ■戸籍の附票【住民基本台帳法第20条第2項・第20条第3項第3号】
- ■法人の登記簿 【商業登記法第10条第1項等】
- ■認可地縁団体台帳 【地方自治法第260条の2第12項】
- ■閉鎖登記簿 【不動産登記法第119条第1項】
- ■土地台帳 など

※【】は、請求の根拠規定を表示

地域福利増進事業等について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

地域福利増進事業とは?

- ✔所有者不明土地において、公園の整備など地域福祉及び利便の増進を図るために行われる事業のこと。【法第2条第3項各号】
- ✔知事の裁定により、所有者不明土地に10年間を上限とする使用権を取得できます。
- ✓地方公共団体だけではなく、民間企業、NPO、自治会等、<u>誰でも使用権を取得して</u> 事業を行うことができます。
- ✔<u>使用権の取得対象となる土地</u>は、所有者不明土地であって、現に建築物が存在せず(簡易建築物はOK)、使われていない土地(<u>特定所有者不明土地</u>)<u>に限られます</u>。

特定所有者不明土地とは?

「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、<u>現に建築物(簡易建築物は除く)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地</u>をいう。 【法第2条第2項】

- ✔簡易建築物には、<u>平屋建ての床面積20㎡未満の物置、作業小屋、車庫などが該</u> 当します。
- ✓ 現に耕作が行われている農地は、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地には該当しない。

地域福利増進事業等について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

地域福利増進事業の主な対象施設

- ■道路、駐車場
- ■学校、公民館、図書館
- ■社会福祉施設、病院、診療所
- ■公園、緑地、広場、運動場
- ■被災者の居住のための住宅
- ■購買施設、教養文化施設(周辺地域で同種の施設が著しく不足している場合等に限ります。)

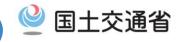
収用適格事業とは?

- ✔公共の利益となる事業であって、土地収用法による収用手続きを適用して、土地を収用し、又は使用することができる事業のこと。
- ✓土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業のこと。

都市計画事業とは?

- ✓土地区画整理事業や市街地再開発事業など、<u>都市計画法第59条</u>に基づく事業認可を受けた都市施設の整備に関する事業のこと。
- ✔都市計画法第70条により事業認可(承認)の告示をもって事業の認定の告示とみなされます。

土地所有者等関連情報の内部利用(法39条1項)



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

情報の内部利用(法第39条第1項)

地方公共団体の<u>事業部局</u>及び<u>情報提供担当部局</u>は、<u>地域福利増進事業等の実施の準備のため</u>に行う土地所有者等の探索に必要な限度において、<u>情報保有部局</u>の土地所有者等関連情報を内部利用することができます。

事業部局とは?

✔都道府県及び市区町村の地域福利増進事業や収用適格事業、都市計画事業を 実施しようとする部局のことで、情報提供の請求を行います。

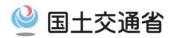
情報提供担当部局とは?

- ✓土地所有者等関連情報の提供の請求に対応し、各情報保有部局からの情報を取りまとめて、請求者に情報を提供します。
- ※国土交通省HPに掲載している各地方公共団体の連絡窓口

情報保有部局とは?

✓固定資産台帳や地籍調査票などの土地所有者等関連情報を保有し、管理している部局のことです。

土地所有者等関連情報について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

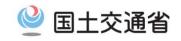
土地所有者等関連情報とは?

✓土地所有者等と思われる者の「氏名・名称、住所、本籍、出生の生年月日、死亡の年月日、連絡先」をいいます。【法第39条第1項、省令第53条】

所有者不明土地法により探索の対象(利用可能)となった書類

- ■固定資産課税台帳 【法第39条第1項・第2項】
 - ✔ 固定資産税の納税義務者の氏名・名称及び住所
 - ※納税義務者の連絡先を保有している場合は、連絡先を取得することが可能。
- ■地籍調査票 【法第39条第1項・第2項】
 - ✔地籍調査時に立ち会った者の氏名及び住所
 - ※相続関係図面等を保有している場合は、相続人の氏名、住所、本籍、連絡先を取得することが可能。
- ■農地台帳 【法第39条第1項・第5項】
 - ✔農地所有者の氏名・名称及び住所
- ■林地台帳 【法第39条第1項・第2項】
 - ✓林地所有者の氏名·名称及び住所

土地所有者等関連情報の提供(法39条2項)



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

情報の提供(法第39条第2項)

土地所有者等関連情報の提供の求めを受けた<u>情報提供担当部局</u>は、<u>情報提供請</u> <u>求書及び添付書類</u>により、<u>地域福利増進事業等を実施する意思などを確認</u>した上で、 事業の実施の準備のために行う土地所有者等の探索に必要な限度において、<u>情報</u> 保有部局から土地所有者等関連情報を取得し、請求者に提供します。



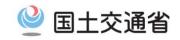
情報の提供(法第39条第3項)

国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供する場合は、<u>情報提供担当部局</u>があらかじめ土地所有者等の本人の同意を取得する必要があります。

本人の同意が不要!

✔住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿、戸籍の附票に記録されている情報を提供する場合には、法第39条第2項ではなく、住民基本台帳法、戸籍法に基づき情報を提供することになるため、本人の同意を取得する必要はありません。

土地所有者等関連情報の提供(法39条2項)



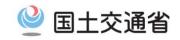
所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

請求者が請求手続に準備する書類(省令第54条)

※請求書にa)又はb)を添付。なお、国・地方公共団体は下線部不要

- ■土地所有者等関連情報請求書 【省令第54条第1項】
- ✔請求者の氏名又は名称及び住所 【第1項第1号】
- ✔対象土地の所在及び地番【第1項第2号】
- ✔事業の種類及び内容【第1項第3号】
- ✔土地所有者等関連情報の提供を求める理由 【第1項第4号】
- ✔土地所有者等関連情報の提供について必要な事項【第1項第5号】
 - ・請求者の性別及び生年月日 ・個人情報の安全管理のための措置
 - 取得した土地所有者等関連情報の目的外利用しないこと、第三者に提供しないこと などの誓約
- a)請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類 【第2項第1号】
- a)対象土地の登記事項証明書【第2項第2号】
- a)<u>事業の実施に関して行政機関の長の許可、許可その他の処分を必要とする</u>場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書【第2項第3号】
- a)事業を実施する意思を有することを疎明する書類 【第2項第4号】
- a)前項第4号に掲げる事項を明らかにする書類 【第2項第5号】
- a)請求者が暴力団等に該当していないことを誓約する書類 【第2項第6号】
- b) <u>土地所有者等を知る必要性を証する書面</u> 【省令第55条第1項】

土地所有者等関連情報の提供(法39条2項)



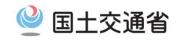
所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付(省令第55条)

- ■土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書 【第2項】
- ✔請求者の氏名又は名称及び住所 【第2項第1号】
- ✔対象土地の所在及び地番【第2項第2号】
- ✔事業の種類及び内容【第2項第3号】
- ✓土地所有者等関連情報の提供を求める理由【第2項第4号】
- ✓土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は 住所【第2項第5号】
- ✔土地所有者等関連情報の提供について必要な事項【第2項第6号】
 - ・請求者の性別及び生年月日 ・個人情報の安全管理のための措置
 - 取得した土地所有者等関連情報の目的外利用しないこと、第三者に提供しないことなどの誓約
- ■請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類 【第3項第1号】
- ■対象土地の登記事項証明書【第3項第2号】
- ■事業の実施に関して行政機関の長の許可、許可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書【第3項第3号】
- ■事業を実施する意思を有することを疎明する書類 【第3項第4号】
- ■前項第4号に掲げる事項を明らかにする書類 【第3項第5号】
- ■請求者が暴力団等に該当していないことを誓約する書類 【第3項第6号】

11

土地所有者等関連情報の請求(法39条5項)



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

情報の請求(法39条第5項)

国及び地方公共団体の事業部局は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内 の土地に工作物を設置している者等に対し、情報提供請求書及び省令で定める書類 を添付し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができます。

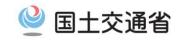
工作物設置者等に提供を求める情報とは?

- ✔農業委員会が保有する農地台帳に記載されている情報
- ✔電力会社等が保有する電柱等設置契約に関する情報
- ✔その他インフラ事業者が保有する土地所有者等に関する情報

請求手続きを行うための書類(省令第56条)

- ■土地所有者等関連情報請求書【省令第56条第1項】
 - ✔国又は地方公共団体の機関の名称 【第1項第1号】
 - ✔対象土地の所在及び地番【第1項第2号】
 - ✔事業の種類及び内容【第1項第3号】
 - ✓土地所有者等関連情報の提供を求める理由【第1項第4号】
 - ✔土地所有者等関連情報の提供について必要な事項【第1項第5号】
- ■対象土地の登記事項証明書 【第2項第1号】
- ■前項第4号に掲げる事項を明らかにする書類 【第2項第2号】

土地所有者等関連情報の提供の手続の流れ①



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■国・地方公共団体以外の者が請求する場合 ※国・地方公共団体はこれまでと同様

住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿、戸籍の附票

請求者が、事業を実施しようとする土地を管理する市町村の情報提供担当部局に対し、「土地所有者等を知る必要性があることの証明書」の交付を請求

情報提供担当部局が、①警察に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照会②事業の実施の準備のため所有者を知る必要性があるかどうかを判断

情報提供担当部局が、請求者に対し、「土地所有者等を知る必要性があることの証明書」を交付

請求者が、情報保有部局に対し、土地所有者等関連情報の提供を請求

情報保有部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

別記様式

□ 企 第 112 号 令 和 2年 10月 1日

北海道警察本部刑事部 組織犯罪対策局捜査第四課長 様

> □□町長 △△ △△ (公印省略)

照会書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)に 基づく土 地所有者等関連情報提供の事務に関し、下記の者が「土地所有者等関連情報 の提供の対象者からの暴力団排除の推進について」(平成 31 年1月9日付国土交通 省土地・建設産業局企画課長 通知)に規定する排除対象者に該当するか否かについて、照会します。

記

1 照会対象者

シメイ	氏名	和歴	年	月	Ш	性別	住所	法人名
0000	$\longleftrightarrow \longleftrightarrow$	S	40	1	31	M	北海道札幌市北区	◇◇株式会社

(参考)排除対象者

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ・法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

事業を実施しようとする者から「土地所有者等を知る必要性があることの証明書」の交付について請求を受けた場合、情報提供担当部局は、警察に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかを確認するため、照会する文書になります。

土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付

□ 企 第 1 2 0 号 令和 2 年 1 0 月 8 日

◇◇株式会社

代表取締役 ◇◇ ◇◇ 様

□□町長 △△ △△ 印

令和2年9月25日付で求めのあった土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書について、判断の結果、事業の実施準備のため所有者を知る必要性があると判断したことを証明します。

• 対象情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番2号

(お問合せ先)

○○町 企画課まちづくり推進係 担当■■

住所 ○○町南1条2丁目3番4号

電話 0000-00-000

土地所有者等関連情報の提供に関して請求を受けた後、情報提供部局では、 事業の実施準備のため、所有者を知る必要性があるか否か判断し、請求者に 対して回答することになります

土地所有者等関連情報の提供の手続の流れ2



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■国・地方公共団体以外の者が請求する場合

※国・地方公共団体は下線部分不要

固定資産台帳、地籍調査票、林地台帳

農地台帳

請求者が、市町村の情報提供担当部局に対し、土地所有者等関連情報の提供を請求

情報提供担当部局が<u>①警察に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照</u> 会②事業の実施の準備のため所有者を知る必要性があるかどうかを判断

情報提供担当部局が、情報保有部局から土地所有者等関連情報を取得

情報提供担当部局が、農業委員会から土地所有者等関連情報を取得

情報提供担当部局が、本人の同意を取得

情報提供担当部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

16

土地所有者等関連情報の提供について

□ 企 第 110 号 令和2年10月1日

○○ ○○ 様

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、下記2の地域福利増進事業を実施しようとする者からその実施の準備のため、下記3の土地について土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めがありました。つきましては、固定資産課税台帳に記録されている下記1の土地所有者等関連情報を、下記2の者に提供することについて同意いただけるかどうか、令和元年11月25日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

記

1. 提供の対象となる土地所有者等関連情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番2号

- 2. 地域福利増進事業を実施しようとする者 名称 ◇◇株式会社 住所 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
- 3. 対象土地の所在及び地番

所在 北海道○○郡○○町

地番 1番11、1番12、2番1、2番2、100番11、100番12

4. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 土地収用法第三条 17 号に掲げる電気事業法による一般送配電事業(法第 2 条第 3 項第 9 号)

> 本施設は、○○町を横断する特別高圧送電線「66kV▼▼線」であり、昭和 41年の運用開始以降、同町への電力供給を担う送電線路である。

【留意事項】

○ 同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、上記1の土地所有者等関連情報が提供されることはありませんが、上記3の土地が法第2条第1項の所有者不明土地に該当する可能性があり、上記2の者が、地域福利増進事業の実施のため、法第10条第1項に基づき都道府県知事に上記3の土地の使用権の取得についての裁定を申請する可能性があります。

裁定申請があった場合には、都道府県知事によりその旨が公告され、土地に関して権利を有する方は、法第11条第4項第3号に基づき、これに対して異議を申し出ることができることとされており、また、同条第5項に基づき、都道府県知事から通知を受けることとなっています。ただし、通知を受けることができるのは、裁定申請時点で上記2の者が確知できている権利者に限られていますので、同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、この通知を受けられない可能性があります。

都道府県知事の裁定により上記3の土地に使用権が設定された場合は、法第15条に基づき、土地の権利者であっても、上記2の者による土地の使用のため必要な限度において、権利の行使が制限されます。

- 上記2の者は、上記1の情報の提供の請求に当たり、以下の点について誓約しています。
 - ① 取得した土地所有者等関連情報を本事業の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
 - ② 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないこと。
 - ③ 本事業を実施しないことになった場合には、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

(送付先・お問合せ先)

○○町 企画課まちづくり推進係 担当■■

住所 ○○町南1条2丁目3番4号

電話 0000-00-000

土地所有者等関連情報について、情報提供担当部局が、土地所有 者等本人に対し、確認を求めるために依頼するものです。

土地所有者等関連情報の提供についての確認書

令和	年	月	\exists

□□町長 △△ △△ 様

00 00 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条第 2 項の規定に基づき、地域 福利増進事業の実施の準備のため、土地所有者の探索に必要な限度で、○○町長が、下記 2 の 者に対し、下記 1 の土地所有者等関連情報を提供することに

- □ 同意します。
- □ 同意しません。なお、当該土地の使用権の取得についての裁定の申請があった旨の通知 を受けられない可能性があることについて理解しました。

記

1. 提供される土地所有者等関連情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番2号

2. 情報提供を受ける者

名称 ◇◇株式会社

住所 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

土地所有者等関連情報の提供に関して、郵送にて本人の同意を求める書類です。 す。 宛先不明で返送された場合には、本人の同意は得られないものとして扱うこと ができます。

土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書

□ 企 第 1 2 1 号 令和 2 年 1 0 月 8 日

◇◇株式会社

代表取締役 ◇◇ ◇◇ 様

令和2年9月25日付けで求めのあった下記1の土地に係る土地所有者等関連情報について、 下記2の理由により提供することができないため、通知します。

記

- 1. 対象土地の所在及び地番 所在 北海道〇〇郡〇〇町 地番 1番11、1番12、2番1、2番2、100番11、100番12
- 2. 土地所有者等関連情報を提供することができない理由 土地所有者等関連情報を提供することについて、本人の同意を取得しようとしたが、情報 提供同意取得書が宛先不明で返送されたため本人に届かなかったため。

【留意事項】

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項の規定による裁定を申請する場合、回答がなかった者が所有者等であり、当該回答をしなかった者が同法第11条第4項第3号の規定により異議を申し出ることにより、裁定が却下される可能性があります。

宛先不明で返送され、本人の同意を得られない場合、土地所有者等関連情報 の提供はできないことを文書にて回答するものになります。

建用第216号-1 令和元年6月11日

国土交通省 開発建設部長 北海道開発局

登記用附属書類の無償交付について(依頼)

北海道開発行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。 さて、当部が施行する一般国道 5 号 道路 道路 工事に伴い、下記のとおり 戸籍等書類が必要となりますので、無償交付されますようお願いいたします。 工事に伴い、下記のとおり

記

事務の種類

用地取得等に係る事務

2 根拠法令の条項 土地収用法第3条第1号

3 戸籍等の利用目的 土地所有者の住所調査のため

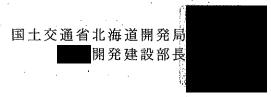
関係人氏名	関係人及び必要書類(該当する書類を各1連	、省略なし)		127	e v	8.	*
東京都〇〇区 2 2 番地 3	関係人氏名	住所または	本籍	1 2	必要	書類		
開発 太郎 2 2番地3 2 2番地4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		東京都〇〇区	丁目		195000	口除	This can constitution	(2,)
日 民 票 除 票	開発 太郎	22番地3	· -		籍謄本		除)籍抄	本
指定地その他調査した が該当者見当りません 「戸籍の附票	300					日住」	民 票 謄	本
指定地その他調査した				122 - 7				
一次製原戸籍謄本		the chard we as his their	4.2.2	I= ' ''	100 mg	700 mm (1) 600 mm	(C) 10 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
か該当有見当りません □住民票除票 □戸籍勝本□除籍勝本□除籍勝本□除籍勝本□除籍 謄本 □戸籍勝本等の請求を行ったところ、 「京水のあった住所又は本籍に 該当者が見当たらない」との回 「「大きない」」との回 「「大きない」」との回 「「大きない」」との回 「「大きない」」との回 「「大きない」」を発展的意は、保存年限(除籍・改製から5年)経過により廃棄所ですので、発行できません。 「できません。 「大きない」 「大きない」」を発展的意は、保存年限(除籍・改製から5年)経過により廃棄所ですので、発行できません。 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「「大きなど、」 「大きなど、」 「「大きなど、」 「大きなど、」 「「大きなど、」 「大きなど、」 「「大きなど、」 「大きなど、」 「「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、) 「大きなど、) 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、」 「大きなど、) 「大きなど、	- a	指定地その他調	食した					
□住民票除票 □戸籍 謄 本 □除籍 謄 本 □ □戸籍 謄 本 □除籍 謄 本 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	N 201	が該当者見当り	主サム				1.000 H	(2)
事業を実施する者が、情報保 高部局に対し、住民票除票、戸 護権本等の請求を行ったところ、 情求のあった住所又は本籍に 該当者が見当たらない」との回 を受ける 「簡合せ」 「関係をは、		WINDENTY	0, 6,70	The state of the s			氏	4
事業を実施する者が、情報保 語部局に対し、住民票除票、戸 護権本等の請求を行ったところ、 意求のあった住所又は本籍に 該当者が見当たらない」との回 を受ける 「論教養に記載の本籍、集頭者では該当者が見当たりません。再調金のうえ該当市区町村にご 請求者に記載の本籍、集頭者では該当者が見当たりません。再調金のうえ該当市区町村にご 請求者に記載の本籍、集頭者では該当者が見当たりません。再調金のうえ該当市区町村にご 請求者に記載の本籍、集頭者では該当者が見当たりません。再調金のうえ該当市区町村にご 請求さたさい。 2 陰附集・改製原防悪は、保存年限(除籍・改製から5年)経過により廃棄済ですので、発行 できません。 3 その他 「関合せ」 「政民都戸籍住民課 戸籍の公用請求担当 (受託者) 「経済者」 「日本の公用の送請求は、上記までお願いいたします。	,					口除	籍 謄	本
事業を実施する者が、情報保 高部局に対し、住民票除票、戸 護権本等の請求を行ったところ、 意求のあった住所又は本籍に 該当者が見当たらない」との回 医を受ける 「論本とのは、「対して、		A. 4		, , , , ,	<i>n</i> =		7.1	
事業を実施する者が、情報保留部局に対し、住民票除票、戸園謄本等の請求を行ったところ、	17	*				, শহৰীন	1€, 0 +	4 =
語部局に対し、住民票除票、戸籍謄本等の請求を行ったところ、「京求のあった住所又は本籍に該当者が見当たらない」との回答を受ける 「「おおいただいた戸籍・除籍・財惠・その他」」は、下記の理由により 「京本のあった住所又は本籍に該当者が見当たらない」との回答を受ける 「「おません。」 「「日本 大学・「「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本	= ** * * * * * *	+ /* +=+0/0		機請求の件に	ついて			
注意ない。 注意	₹部局に対し、住	民票除票、戸 🏻	_	戸籍証明	書等請求について	の事務連絡		
注意ない との回答を受ける 「	措膺本寺の請水を	と行ったところ、				-	_)は、下記の理由	により
(開合せ)	青水のあった住所	「乂は本耤に」	/				のうえ該当市区町	付にご
できません。 3 その他 (問合せ) 区民部戸籍住民課 戸籍の公用請求担当 (受託者 (受託者)) 丁 電話 ※ 練馬区の戸籍・附票等についての公用飯送請求は、上記までお願いいたします。		らない」との四一						
3 その他 (問合せ) 区民部戸籍住民課 戸籍の公用請求担当 (受託者) 丁 電話 ※ 練馬区の戸籍・附票等についての公用郵送請求は、上記までお願いいたします。	合を受ける	-			(除籍・改製から	5年) 経過によ	り廃棄済ですのて	Y、発行
(問合せ) 区民部戸籍住民課 戸籍の公用請求担当 (受託者) 丁 電話 ※ 練馬区の戸籍・附票等についての公用郵送請求は、上記までお願いいたします。								
(受託者 下 電話 ※ 練馬区の戸籍・財票等についての公用郵送請求は、上記までお願いいたします。			,					
* 練馬区の戸籍・財票等についての公用郵送請求は、上記までお願いいたします。 ② 住民票抄本 □住民票謄本		,					民課 戸籍の公用部	求担当
□住民票抄本□住民票謄本					音受)	T-16		,
□住民票抄本 □住民票謄本			<u>†</u>			電話		
□住民票抄本 □住民票謄本	, ga		*	練馬区の戸籍・附票等	等についての公用費	送請求は、上記	己までお願いいたし	.ます。
			· .	L 55 55 75 7	30 30			
						日住	民 票 謄	本
□住民票除票□ <連絡先>国土交通省北海道開発局■開発建設部戸籍住	L			124			The state of	100 10

TEL

用地課

建用第260号-2 令和元年6月20日

町長 殿



土地所有者等関連情報提供請求書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第2項及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記の対象土地に係る土地所有者等関連情報の提供を求めます。

記

1 対象土地の所在及び地番

○○郡 町××123番地45

2 事業の種類及び内容

収用適格事業(土地収用法第3条第1号)

一般国道5号

道路

3 土地所有者等関連情報の 提供を求める理由 土地の登記事項証明書に記載されている所有権の登記 名義人の住所地を管轄する市町村に住民票の写し等の 交付を請求したが、住民基本台帳に記載がなく交付を 受けられなかったため。

4 その他土地所有者等関連 情報の提供について必要 な事項

- ・個人情報保護関係法令に規定する個人情報の安全管理 については、「国土交通省における特定個人情報等の 安全管理に関する基本指針」に基づき措置します。
- ・取得した土地所有者等関連情報は、収用適格事業の実 施の準備以外の目的で利用しません。
- ・取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しません。
- ・収用適格事業を実施しないこととした場合は、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄します。

5 添付資料

対象土地の登記事項証明書の写し、住民票の写し等の 交付を受けられなかった事を証する書面の写し

土地所有者等関連情報提供について、地方公共団体の情報提供担当部局に請求を行うものです。 (北海道開発局開発建設部の事例です)

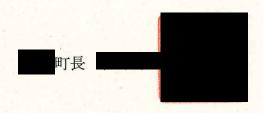
<連 絡 先>	
用地課	
TEL	
FAX	

土地所有者等関連情報提供書

令和元年7月5日

国土交通省北海道開発局

開発建設部長



令和元年6月20日付 建用第260号-2で求めのあった土地所有者等関連情報について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第2項の規定に基づき、下記のとおり提供します。

記

対象土地の	所在及び地番	○○郡 町××123番地45
List and the text	氏名又は名称	開発 太郎(かいはつ たろう)
土地所有者等 関連情報	住所	東京都〇〇区 1丁目22番地3
	連絡先	不明

以上

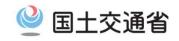
- 1	'曲	1//		E.	1
ı	連	派	iフ	L	1

TEL (内線: 下AX

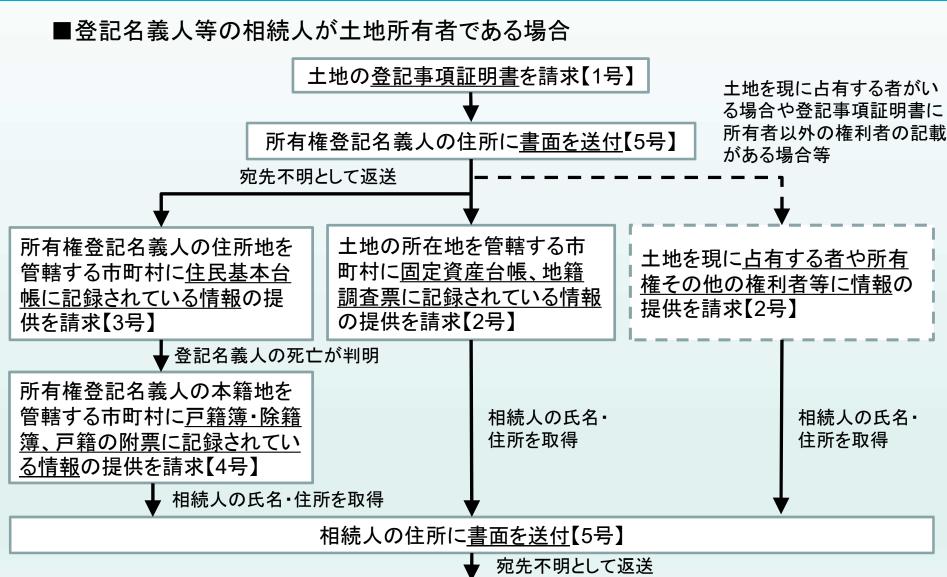
国の事業に伴い、土地所有者等の探索のため、土地所有者等関連情報の提供に ついて請求を受けて、関連情報を提供されたものです。

民間事業者の場合、請求者が暴力団員等に該当しないことが確認でき、本人の同意を得られた場合、土地所有者等関連情報の提供を行うことができます。

政令に定める土地所有者の探索の具体例(1)



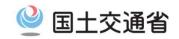
所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年



所有者不明

21

政令に定める土地所有者の探索の具体例②



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■登記名義人等が複数存在し、かつ、その一部が所在不明である場合

土地の登記事項証明書を請求【1号】

所有権登記名義人(共有)の全員の住所に書面を送付【5号】

共有者の一部について

宛先不明として返送

不明の所有権登記名義人の住所地を管轄する市町村に<u>住民</u> 基本台帳に記録されている情 報の提供を請求【3号】 土地の所在地を管轄する市 町村に<u>固定資産台帳、地籍</u> 調査票に記録されている情報 の提供を請求【2号】

確知共有者に情報の提供を請求【2号】

・登記名義人の死亡が判明

所有権登記名義人の本籍地を 管轄する市町村に<u>戸籍簿・除籍</u> 簿、戸籍の附票に記録されてい る情報の提供を請求【4号】

相続人の氏名・ 住所を取得

相続人の氏名・ 住所を取得

相続人の氏名・住所を取得

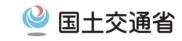
相続人の住所に書面を送付【5号】

宛先不明として返送

所有者不明

22

所有者の探索について特別の事情を有する土地



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

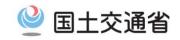
省令第1条第9号

- ✔字持地・・・登記記録の表題部の所有者欄に「(大)字A」、「(大)字A惣代」等と市町村の町又は字、その他の区域の名称のみ記録されている土地。
- ✔記名共有地・・・登記記録の表題部の所有者欄に「A外〇名」等と記録され、Aの 住所並びに他の共有者の氏名及び住所が記録されていない土地。
- ✔共有惣代地・・・登記記録の表題部の所有者欄に「共有惣代A」、「共有惣代A外 〇名」等と記録され、A以外の者や「外〇名」の氏名及び住所が記録されていな い土地。
- ✔登記記録の表題部の所有者欄に所有者の氏名のみが記録されており、住所が 記録されていない土地。(変則型登記=表題部所有者不明土地)

探索方法

- ■閉鎖登記簿【不動産登記法第119条第1項】
- ■土地台帳
- ■土地所有者等関連情報【法第39条第1項・第2項・第5項】
- ■自治会
- ■認可地縁団体台帳【地方自治法第260条の2第12項】
- ■地方自治法の財産区

政令に定める土地所有者の探索の具体例③



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■表題部所有不明土地(記名共有地)の場合

土地の登記事項証明書を請求【1号】

閉鎖登記簿・土地台帳の交付を請求【2号】

記名共有地であることが判明

登記事項証明書に氏名等が記載され ていなかった者の氏名のみが判明

登記事項証明書に記載されている者の住所に書面を送付【5号】

宛先不明として返送

登記事項証明書に記載されてる者の住所地を 管轄する市町村に<u>住民基本台帳に記録されて</u> いる情報の提供を請求【3号】 土地の所在地を管轄する市町村に固定資産課税台帳、地籍調査票に記録されている情報の提供を請求【2号】

登記事項証明書に記載されている者 の死亡が判明

登記事項証明書に記載されている本籍地を管轄する市町村に<u>戸籍簿・除籍簿、戸籍の附票</u>に記録されている情報の提供を請求【4号】

登記事項証明書に記載されている者の相続人の氏名・住所を取得

登記事項証明書に記載されている者 の相続人の氏名・住所を取得

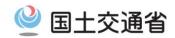
登記事項証明書に記載されている者の相続人の住所に書面を送付【5号】

宛先不明として返送

所有者不明

24

国土交通省職員の派遣制度について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

背景

- ✓近年、長期間相続登記がされていないため、共有者が多数に上るなどにより、所有者等の探索が困難となっている土地が増加。
- ✓地方公共団体においては所有者の探索をはじめとする用地取得事務に関する専門的な知識を有する職員の不足が課題。

支援措置

所有者不明土地法第41条

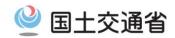
地方公共団体の長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の実施の準備のためその<u>職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要がある</u>ときは、国土交通大臣に対し、<u>国土交通省の職員の派遣を要請</u>することができます。

省令第57条

地方公共団体の長は、<u>職員派遣要請書を北海道開発局長あてに提出</u>します。

- ■必要な情報
- ✔事業の種類及び内容 ✔派遣を要請する理由
- ✔その他職員の派遣について必要な事項

国土交通省職員の派遣制度について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

派遣業務

✓地方公共団体における地域福利増進事業等の実施の準備のため、派遣された職員が土地所有者等の探索の経験や知識、又は参考資料等を利用して、土地所有者等の探索等に係る具体的な方法、進め方、留意点について助言等を行います。

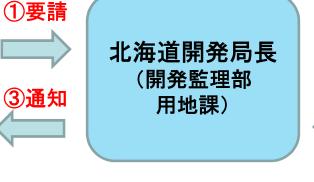
※参考資料

- ①所有者の所在把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第3版 R1年12月策定)
- ②権利者探索の手引き(R2年3月発行)
- ✓派遣期間については、日帰りから数日間とし、要請内容によっては、電話や資料送付等による相談などの支援を受けることも可能です。(旅費等は、地方公共団体の負担となります。)

派遣手続

地方公共団体の長

※派遣を要請する前に相談窓口(北海道開発局開発監理部用地課)にご連絡ください。



派遣要請があった市町村を管轄する開発建設部 (用地課)

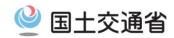
②依頼

⑤報告

4業務実施

26

国土交通省職員の派遣制度について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

活用事例1

- ■通学路に歩道を設置するため、土地を買収したいけど、<u>登記名義人が亡くなっていて、相続人が分からない。</u>
- ✓土地所有者等の探索に必要な戸籍謄本や住民票の取得方法及び探索の手順など、法定相続人を特定する方法について助言します。

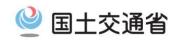
活用事例2

- ■保育園の建て替えのため、隣の空き地に仮園舎を建てたいけど、<u>土地の所有者と</u> 連絡が取れなくて困っている。
- ✓地域福利増進事業による土地の使用権を取得するために必要な土地所有者の探索のノウハウをご提供します。

相談窓口

国土交通省職員の派遣要請、所有者不明土地法の事務に関してのご相談は、<u>北海</u> 道開発局開発監理部用地課(TEL. 011-709-2311(代表))までご連絡ください。

地方公共団体による援助について



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

所有者不明土地法第43条

<u>地方公共団体</u>は、<u>地域福利増進事業を実施しようとする者</u>その他の所有者不明土地を使用しようとする者の求めに応じ、所有者不明土地の使用の方法に関する提案、所有者不明土地の境界を明らかにするための措置に関する助言、土地の権利関係又は評価について特別の知識経験を有する者のあっせん。その他の援助を行うよう努めるものとする。

援助の具体例

- ■所有者不明土地の使用の方法に関する提案
 - ✔まちづくり等の観点から地域のニーズに即した使い方の提案
- ■所有者不明土地の境界を明らかにするための措置に関する助言
 - ✔境界を明らかにするために必要な資料の集め方、隣接地の所有者との境界確認の際の留意点等を助言
- ■土地の権利関係・評価について特別の知識を有する者のあっせん
 - ✔司法書士、土地家屋調査士、行政書士等の土地の権利関係の専門家や不動産鑑定士等の土地の評価の専門家のあっせん

支援

北海道所有者不明土地連携協議会(事務局:北海道開発局開発監理部用地課)

【参考】令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた



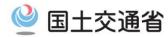
先進事例構築モデル調査

所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■事業実施者 旭川市 特定非営利活動法人 グラウンドワーク西神楽 申請書類①

	(様式2)
(様式1)	■応募者の概要
	■応募省の似交 (1)団体の名称等
令和2年4月28日	団体名。特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽
国土交通省 土地,建設産業局長 青木 由行 殿	2.00 Control of the second of
NAT MILE SAL	连 光
	取。趙、実、施、貞、任。石
広募者) 〒 078−8382	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
住所 北海道旭川市西神楽2線16号287番地3	(2) 取粗地域
電話番号 0166-75-5305 団体名 特定非常利活動法人グラウンドワーク調神楽	種 道 府 県 市 · 前 社 名 北海 道 旭 川 市
代表者 理事長 印	(3)組織形態(一般社団法人、NPO法人、法人格を持たない任意の団体等の場合、団体種別を書くこと)
	原因 海滨河 NPO法人
	(4) 団体を設立した時期(地方公共団体が事業主体の場合は記載不要)と取組を開始した時期
令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査	可。体 19万立美 時 期 平成13年10月 東京和 東京 東京和 平成13年10月
応募書類の提出について	※これから取組を開始する場合は、月の後に(予定)と記載して下さい。
	(5)連携する民間事業者、専門家、地方公共団体等
	通機的方面問事者者 原門家
標記について、別添のとおり応募書類を提出します。	
	(地独)北方建築総合研究所 地域研究部 事業スキルの技術的相談
	0円都市開発(同) 土地利用に関するコンサルティング
	(株)あとりスコア 地域デザインに関する技術的指導
	超川宅建協会 不動産取引の実務についての検討
	旭川市 地域接隣部 土地所有者探索、有効利用促進に関する連携
事務連絡先)	※必要に応じて枠の幅を変更したり、追加・削除して下さい。 ※例や注意書きは削除して下さい。 (注)記入する文字の大きさは9ポイント以上とし、A4用紙1枚以内に収まるように作成してください。

【参考】令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた

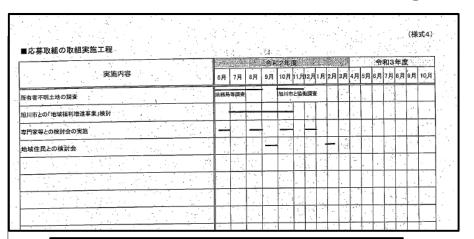


先進事例構築モデル調査

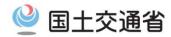
所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

■事業実施者 旭川市 特定非営利活動法人 グラウンドワーク西神楽 申請書類②

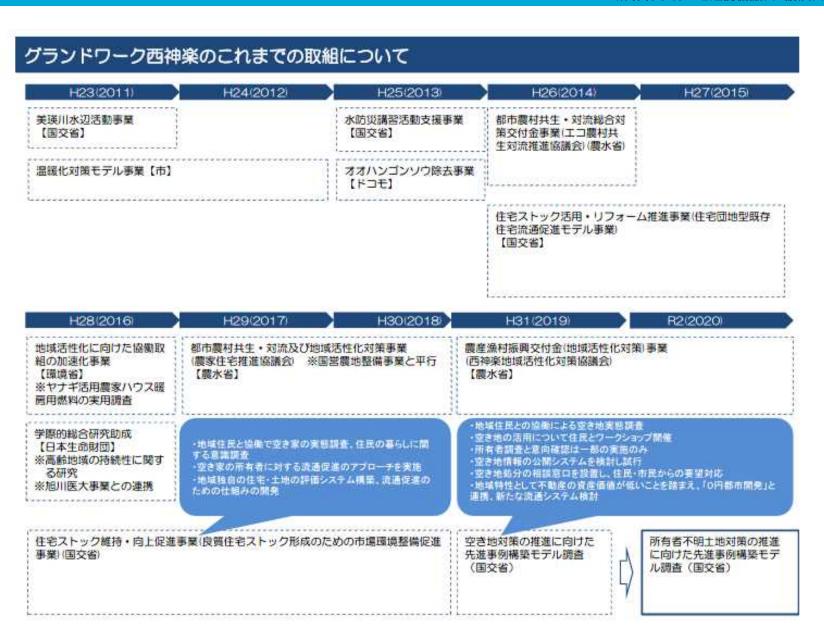
		_
	(様式3)	
: 1	■取組の概要	
	政組名称。西神楽所有者不明土地対策プロジェクト	
	1. 所有者不明土地等の所有者の探索、有効利用促進に関する取組 ・行政機関と連携して所有者の探索 ・所有者不明の等の空き地の確定 ・地域福利増進事業の検討(地域住民と協働) 情報公開の取組 ・起業等の相談体制の実施 2. 管理不全の所有者不明土地等の適正管理の促進に関する取組 ・自治体や専門家及び地域住民との任組みの検討	
	Canada and	
	(1)西神楽地区の特徴・・旭川市の南端に位置する人口約3,000人の純農村地帯である・美瑛・富良野という親光地と隣接している田園空間が良い地域である・地域内に旭川空港があり、旭川市中心部まで車・バス・JRで15分程度という交通利便性の良さがある。 (2)地域の課題(少子高齢化と地域の衰退)・・高齢化率が50%になり、人口滅による過疎化が進行している・病院やスーパーなどの生活利便施設がほぼ皆無となっている・高齢者の「車社会からの離脱」が進行し、生活環境の改善が求められている・地域では空き家・空き地が拡大し、住民から環境改善が求められている・土地の利用ニーズが低迷している	
	西神楽地域では、市街部の中央地区で空き地が167件あるが、市場に出ているのが65件、所有者が判明しているのが33件、調査が困難なため判明していないのが69件ある。(今年度はさらに増える見込み) 所有者不明土地が相当数あるものと想定されている。 なき地の管理状況は悪く、放置されている状況である。 本事業において、自治体などと連携して探索を行うことを考えている。	
0	(1)空き地対策の取組(国土交通省一平成26年度~30年度)を実施した・地域住民と協働で空き家の実態調査、住民の暮らしに関する意識調査とた。地域独自の住宅・土地の評価システムを作り上げ、流通促進のための「仕組みの開発」を行った。 (2)令和元年度(平成31年度)空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル事業を実施した。・地域住民と協働で空き地の実態調査を行った(中央地区に止どまった)・空き地の活用について住民とワークショップを開催し意見集約した。・所有者の調査と意向確認は一部しか実施できなかった。・空き地処分の報ジステムを検討し試行した。・空き地処分の報ジステムを検討し試行した。・地域(田舎)の特性として不動産の資産価値が低いことを踏まえ、「〇円都市開発」と連携して、新たな流通システムを検討した。	
	これまでの取り組み経過を踏まえて、所有者不明土地等の活用を想定している。 ・広場などの整備・適正管理の検討 ・地域の雪捨て場などの活用の検討 ・勝災委空き地としての整備・適正管理の検討 ・地域で飲食店などの起業を考えている場合の事業検討	



		3	,000千円	千円未満切捨て
	内訳(円単位の)	※募集要綱の「3(2)計上できる経 所要綱をご記入下さい) ※様式3に記載のない事		
青木 由行	小計額	内訳	金額	備考
		事務補助員、@1,000×160h×9ヶ月	1,440,000	**
質金	1,890,000	調查員 \$1,000×50h×3人×3ヶ月 (中央地区1人、翌和·千代ヶ岡地区各1人)	450,000	地域自治組織
級奨金	252, 000	専門家辦金(打合社会隊) @6,000×2h×3人×4回	144,000	1
MXXX	202,000	専門家謝金(ブークショップ) @5,000×3h×3人×2回	108,000	
		専門家打合せ会議・ワークションプ交通費81,000×2人×6	12,000	
东費	292, 480	専門家打合せ会議・ワークショップ交通費®5,080×1人×6	30,480	
	4 1 .71	報告会旅費(東京). 2回×2人	250,000	*
1 1		コピー用紙 A4 5,000枚×15箱	42,075	
新用費	450, 570	コピー用紙 A3 5,00枚×15冊	12,195	
		チラシ @110,000×2回	220,000	
殳務費	64, 950	登記情報検索手数料 @333×150件	49,950	
	. 09, 500	新聞折込料他	15,000	
委託費				·
使用料及び賃借 料	50,000	打ち合わせ会議・検討会会場借り上げ料他	50,000	
計	3,000,000			****
《必要に応じて行を》 《例や注意書きは削		iv.	:	



所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年



【参考】モデル事業の概要



「西神楽所有者不明土地対策プロジェクト」特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽

A 所有者不明土地の概要

■ 所在: 候補地選定のための調査中

■ 所有者不明十地の状況

候補地選定にための調査中

西神楽地区(市街部)空き地の件数 162件

所有者調査対象件数

74件

候補地選定の条件

- ・住宅地・市街部で活用が可能な土地
- ・300㎡程度の面積を有し、袋地でないこと
- ・土地が放置され、管理されていない状況・・など

【土地の現況写真】



【土地の位置図(周辺概況)】

候補地選定のための調査中

【登記所備付地図】

候補地選定にための調査中

C 事業概要(土地の利活用方針)

- 用途:現時点で想定しているもの
 - ・公園、駐車場、防災の一時的避難場所などの公的施設
 - ・地域広場、雪捨て場などの地域自治会が利用する施設
 - ・民間事業者が運営する購買施設など
 - ・NPOが運営するまちおこしのイベント会場など
- 利用目的 : 放置されている「空き地」は地域環境の悪化を招いており、適正な管理が必要である。 また、地域住民が主体的に関り自主管理することにより、生活の利便性が向上する。 民間企業が参画し、空き地の利用が促進されることにより地域振興につながる。
- ■事業イメージ

今年度の事業の中で具体的な課題を整備していく。

所有者不明土地連携協議会 講演会資料 1年

B 事業主体/関係協力先

■ 事業主体 : 特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽

■ 関係協力先 :

- ・旭川市(土地所有者探索、有効利用促進に関する連携)
- ・(地独) 北方建築総合研究所・地域研究部(事業スキルの技術的相談)
- ・0円都市開発(土地利用に関するコンサルティング)
- ・建築士・石田純枝(地域デザインに関する技術的指導)
- ・旭川宅建協会(不動産取引の実務についての検討)

D 取組概要

【これまでの取組経緯】

令和元年度空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル事業を実施した。

- ・地域住民と連携して空き地に実態調査を行った。
- ・住民とワークショップを開催し土地活用についての意見集約を行った。
- ・空き地情報の公開システムを検討し試行した。

【現時点の取組内容】

- ・昨年未実施の2集落(地区)の空き地調査をした。
- ・空き地の所有者調査(登記簿)をした。
- ・行政及び専門家と所有者不明土地の利活用について検討を始めた。

【今後の取組(予定)】

令和2年度

- ・所有者不明十地の確定・探索(10月末までに候補地を選定する)
- ・地域住民との意見交換・要望の取りまとめ
- ・「地域福利増進事業」の研究と対応の検討及び活用方針の確立
- ・専門家との事業スキームの検討及び課題の整理、取りまとめ

令和3年度以降

・「地域福利増進事業」の推進 (対象地の利用者の募集・地域合意の形成など) (毎週月・木曜日発行) **茨 城 県 報** 第130号 令和2年(2020年)8月20日(木曜日) 1



茨城県報 第130年

令和2年(2020年)8月20日

木 曜 日

【参考】

目 次 道路(株)

所有者不明土地法に基づ〈裁定があった事例 (国土交通省関東地方整備局及び東日本高速 道路(株)が共同で実施する事業)

示 ●茨城県県税条例第20条第1項の規定による県税の申告等の期限の延長(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)19 告 公 (企 業 局) (病 局) ●入札公告 · · · · · · ·

告示

茨城県告示第883号

茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)第20条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)に関する期限を次のとおり延長する。

令和2年8月20日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 延長に係る地域

熊本県人吉市, 球磨郡球磨村, 球磨郡山江村, 球磨郡相良村, 球磨郡錦町, 球磨郡あさぎり町, 球磨郡多良木町,

茨城県告示第908号

起業者 国土交通大臣 赤羽 一嘉

上記代理人 関東地方整備局長 土井 弘次

起業者 東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小畠 徹

東日本高速道路株式会社 上記代理人

関東支社長 良峰 诱

上記復代理人 関東地方整備局長 土井 弘次

上記起業者から、令和2年3月9日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49 号。以下「法」という。) 第27条第1項の規定に基づく収用の裁定申請及び法第35条第2項の規定に基づく移転の代 行による補償の要求があった、高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事(茨城県潮来市延方字延方前地内から 同市古高地内まで、同市築地字川尾地内から同県行方市青沼字原田地内まで、同市中根字中峰地内から同県鉾田市野 友字大峰地内まで及び同市塔ケ崎字塙下地内から同市当間字久保向地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道付 替工事に係る、特定所有者不明土地の収用事件について、法第32条第1項の規定に基づき裁定したので、法第33条の 規定により次のとおり告示する。

令和2年8月20日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 収用する土地の区域は、次のとおりとする。

土地の所在 茨城県潮来市茂木字藤井場

地 番	地目		面 積 (m²)		収用する土地の面積 (m²)
地 笛	公簿	現況	公簿	実測	(末尾添付の用地実測図のとおり)
121番 5	山林	山林	151	151. 70	151.70

- 2 収用する土地の権利取得又は権利消滅の時期,並びに収用する土地の引渡し及び物件の移転又は引渡しの期限 は、次のとおりとする。
 - (1) 土地の権利取得又は権利消滅の時期

令和2年10月20日

(2) 土地の引渡し及び物件の移転又は引渡しの期限 令和2年10月20日

3 土地に対する損失の補償は次のとおりとし、その内訳は別表第1記載のとおりとする。

土地所有者(不明。ただし、土地登記簿表題部所有者 山口 久藏 外2名,又はその相続人)に対し、金 574,038円

ただし、土地所有者が確定したときに、その確定した持分に応じて上記金額を按分するものとする。

4 土地に対する損失の補償以外の補償及び移転の代行による補償の要求については、次のとおりとする。

関係人(立竹木所有者。不明。ただし、土地登記簿表題部所有者 山口 久藏 外2名、又はその相続人)に対 し, 立竹木補償金(その内訳は別表第2記載のとおりとする。)の支払いに代えて, 移転の代行による補償とし, 起業者が土地とともに立竹木の引渡しを受けた後に伐採除却し、処分するものとする。

<不服申立てに係る教示>

この裁定に不服がある場合には、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に

対し審査請求をすることができます。ただし、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この裁定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

<裁定の取消しの訴えに係る教示>

この裁定の取消しの訴えは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)提起することができます。ただし、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)であっても、この裁定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、裁定の取消しの訴えを提起することができません。

別表第1 土地に対する損失の補償の内訳

土地所有者: 不明。ただし、土地登記簿表題部所有者「山口久藏外2名」、又はその相続人

土地の所在: 茨城県潮来市茂木字藤井場

	地	目	収用する	手続開始の告示の 時における価格		1上ノアナンノナフ (工1分		修正率	補償金額
地番	公簿	現況	土地の面積(㎡) A	土地単価 (円/㎡) B	補償金額 (円) C=A×B	D	(円) C×D		
121番 5	山林	山林	151. 70	3, 800	576, 460	0. 9958	574, 038		

備考1 用地実測図は末尾に添付

- 2 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令第26条の規定により、1円未満の端数を四捨五入して算定している。
- 3 修正率は、次の付表に示すとおりである。

(付表)

別表第1の修正率は、次により算出した。

修正率 =
$$\frac{Pc}{Pc} \times 0.8 + \frac{Pi}{Pi} \times 0.2$$

= $\frac{305.4 \times 1/3}{306.5 \times 1/3} \times 0.8 + \frac{298.7 \times 1/3}{300.3 \times 1/3} \times 0.2$
= $0.996 \times 0.8 + 0.995 \times 0.2$
= $0.7968 + 0.1990$
= 0.9958

年 月 日	全国総合消費者物価指数	投資財指数
令和元年12月	102. 3	100, 0
令和2年1月	102. 2	100. 2
2月	102. 0	100. 1
平均	$P c = 306.5 \times 1/3$	P i = 300.3 × 1/3
令和2年4月	101.9	99.6
5月	101. 8	99. 5
6月	101.7	99.6
平均	$P c' = 305.4 \times 1/3$	P i $= 298.7 \times 1/3$

別表第2 土地に対する損失の補償以外の損失の補償の見積り及びその内訳

土地の所在:茨城県潮来市茂木字藤井場121番5

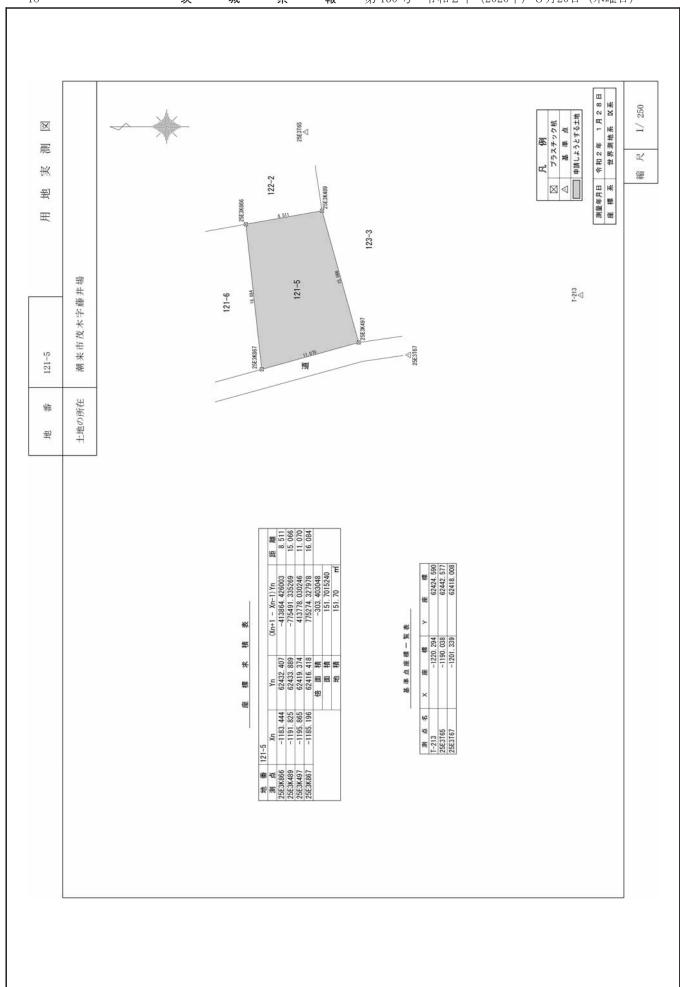
物件所有者:不明。ただし、土地登記簿表題部所有者「山口久藏外2名」、又はその相続人

物件の種類:立竹木

物件 番号	物件の種類(大きさ等を含む。)		数量	単 価 (円)	金 額 (円)	消費税対象額 (円)
1	くわ	胸高直径18cm	1本	5, 600	5, 600	5, 600
2	さくら	胸高直径15cm	1本	3, 770	3, 770	3, 770
3	さくら	胸高直径4cm	1本	120	120	120
4	さくら	胸高直径7cm	1本	640	640	640
5	ねぶた	胸高直径8cm	1本	640	640	640
6	なら	胸高直径17cm	1本	5, 600	5, 600	5, 600
7	なら	胸高直径25cm	1本	13, 000	13, 000	13, 000
8	なら	胸高直径20cm	1本	7, 550	7, 550	7, 550
9	なら	胸高直径8cm	1本	640	640	640
10	さかき	胸高直径3cm	1本	120	120	120
11	さかき	胸高直径4cm	1本	120	120	120
12	いぬざんしょう	胸高直径 5 cm	1本	330	330	330
13	いぬざんしょう	胸高直径4cm	1本	120	120	120
14	かし	胸高直径7cm	1本	640	640	640
15	かし	胸高直径 6 cm	1本	330	330	330
16	かし	胸高直径14cm	1本	2, 830	2, 830	2, 830
17	まゆみ	胸高直径11cm	1本	1, 910	1,910	1, 910
18	しいのき	胸高直径40cm	1本	34, 100	34, 100	34, 100
19	ふじ	胸高直径10cm	1本	1, 300	1, 300	1, 300
20	なら	胸高直径16cm	1本	3, 770	3, 770	3, 770
21	さかき	胸高直径7cm	1本	640	640	640
22	さかき	胸高直径 6 cm	1本	330	330	330
23	さかき	胸高直径 5 cm	1本	330	330	330
24	さかき	胸高直径 2 cm	1本	120	120	120

物件 番号	物件の種類(大きさ等を含む。)		数量	単 価 (円)	金 額 (円)	消費税対象額 (円)
25	さかき	胸高直径 2 cm	1本	120	120	120
26	さかき	胸高直径4cm	1本	120	120	120
27	さかき	胸高直径7cm	1本	640	640	640
28	さかき	胸高直径3cm	1本	120	120	120
29	さくら	胸高直径22cm	1本	9, 440	9, 440	9, 440
30	さくら	胸高直径8cm	1本	640	640	640
31	さくら	胸高直径12cm	1本	1,910	1, 910	1,910
32	さくら	胸高直径 9 cm	1本	1, 300	1, 300	1, 300
33	なら	胸高直径10cm	1本	1, 300	1, 300	1, 300
34	なら	胸高直径24cm	1本	11,700	11, 700	11, 700
35	なら	胸高直径15cm	1本	3, 770	3, 770	3, 770
36	さくら	胸高直径15cm	1本	3, 770	3, 770	3, 770
37	さくら	胸高直径15cm	1本	3, 770	3, 770	3, 770
38	しのたけ (a) 小計 (b) 消費税相当額 (10%)		151. 70 m²	200	30, 340	30, 340
					153, 490	153, 490
					15, 349	
	補償額 = (a) + (b)				168, 839	

備考 上記物件は、自然発生し、適切な管理がされないまま長期間放置された立竹木である。



位置図及び現況図並びに現地の状況写真 (関東地方整備局作成資料抜粋)



